

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年11月14日
【会社名】	株式会社アプラス
【英訳名】	APLUS CO., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嶋田 貴之
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 (上記は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	(050) 3509 - 0366
【事務連絡者氏名】	財務管理部 統轄次長 泊川 将之
【縦覧に供する場所】	株式会社アプラス 東京本部 (東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号)

## 1【提出理由】

当社は、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約（以下、「本契約」といいます。）を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

- (1) 本契約を締結した年月日  
2025年8月27日
- (2) 本契約の相手方の属性  
株式会社SBI新生銀行、地域金融機関等
- (3) 本契約に係る債務の元本の額および弁済期限ならびに当該債務に付された担保の内容  
債務の元本の額 113億円  
弁済期限 2028年8月31日  
当該債務に付された担保の内容 該当事項はありません。
- (4) 財務上の特約の内容  
各年度の決算期の末日および第2四半期の末日における株式会社アプラスの貸借対照表における純資産の部の金額を、2025年3月決算期の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。  
各年度の決算期の末日における株式会社アプラスの損益計算書における経常損益の額を、2期連続して負の値としないこと。  
株式会社格付投資情報センターによる借入人の発行体格付を「BBB-」以上に維持すること。

以 上